広島県情報公開·個人情報保護審査会(諮問(情)第 242 号)

第1 審査会の結論

広島県知事(以下「実施機関」という。)が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成19年1月8日、広島県情報公開条例(平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。)第6条の規定により、実施機関に対し、実施機関が所管する全ての部署について、自家用車通勤をしている職員が庁舎管理地(職員用駐車場等。以下「職員駐車場」という。)を自家用車の駐車場として使用している場合に、当該職員から所定の駐車場使用料(以下「使用料」という。)を徴収すること(当該職員から使用料を徴収しないことが記述されている場合(記述がない場合を含む。)は、社会通念上相当な額の使用料を徴収しないとした具体的な根拠)が記述されている部内の取扱文書等(以下「本件請求文書」という。)の開示の請求(以下「本件請求」という。)をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件請求文書について、不存在を理由とする行政文書不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成19年1月29日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は,平成19年2月18日,本件処分を不服として,行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により,実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむ ね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、社会通念上は理解しがたい結果であることから、職員に対する経済的利益の供与を黙認している根拠を明記した文書などを速やかに開示するよう要求する。
- (2) 本来の利用目的である来客用の駐車場を,通勤という自己都合による利用に変更 しているにもかかわらず,又は,公有地を職員自らが私的に利用している場合であ っても,広島県の職員には絶大な裁量権が認められているから,職員駐車場の使用

料に関する規定は存在しないと豪語する態度に対して抗議する。本件請求文書を隠匿することなく、適正に開示するよう重ねて要求する。

- (3) 理由説明書によれば、「実施機関では、自家用車で通勤する職員のために県庁構内等に職員駐車場を設置している。」と勝手に県庁内のみに限定して説明している。
- (4) しかし、本件請求の対象としたのは、実施機関(知事部局)が所管する県の全ての部署について、自家用車通勤している職員が職員駐車場を自家用車の駐車場所として使用している事実を前提にしていることから、総務室長がその裁量権を濫用し、その事実をうやむやにしようと画策したものと思料される。
- (6)以上のような事実を踏まえれば、本件請求文書は当然に作成されていると思料されることから、速やかに適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関では、自家用車で通勤する職員のために県庁構内等に職員駐車場を設置している。この職員駐車場の利用承認については、利用資格条件を満たす職員に限り、職員の能率的勤務につながるものであること、身体の障害等特殊事情のある職員への配慮が必要であること、勤務の特殊性から公共交通機関の利用ができない場合があること等、いわば雇用している職員の勤務条件を最低限確保する観点から行っているものであると考えられる。こうした理由から、実施機関においてはこれまで職員駐車場の利用職員から使用料を徴収していないと推測される。

この使用料の徴収については、これまでのところ、徴収する又は徴収しないといったことを含めて検討していない。

よって、職員駐車場の利用について定めた文書には、使用料に関しての記述はないし、別に使用料を徴収すること又は徴収しないことを記述した文書を作成する必要もない。

以上のことから、本件請求文書は存在しないため、本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

- 1 本件処分の妥当性について
- (1) 使用料の徴収の有無について

異議申立人は、実施機関の職員駐車場の設置についての説明に対し、上記第3の2(3)のとおり、「県庁内のみに限定して説明している」と主張するが、実施機関によると、県庁構内等とは、県庁本庁舎にある職員駐車場のみならず、地方機関の庁舎(以下「地方機関庁舎」という。)にある全ての職員駐車場も含んでいるということであった。

当審査会において広島県の条例及び規則を確認したところ、本件請求時以降、職員駐車場の使用料に関して規定したものはなく、また、県庁本庁舎の職員駐車場の利用について定めた「広島県庁職員駐車場管理規程」を見分したところ、本件請求時以降平成29年度に至るまで、使用料に関する定めはなかった。

また、当審査会において、本件請求時に存在していた地方機関庁舎について職員 駐車場及び使用料の徴収の有無を確認したところ、63 の地方機関庁舎で職員駐車 場を有していたが、いずれも本件請求時において使用料を徴収している事実はなく、 このうち、現時点で存続している地方機関庁舎では、現在も使用料を徴収していな かった。

念のため、一部の地方機関庁舎では、職員駐車場について職員の利用方法等を定めているため、当審査会においてその内部規程等を見分したところ、本件請求時及び現時点において、いずれも使用料に関する定めはなかった。なお、本件請求時の内部規程等について、保存年限満了により廃棄されている、あるいは存在していたかどうかが不明であるとして、確認できない地方機関庁舎も一部あったが、本件請求時から現在に至るまで、県庁本庁舎や 63 の地方機関庁舎において使用料を徴収していないことを踏まえると、内部規程等の存在が確認できない地方機関庁舎においても使用料に関する定めがあったとは考えられない。

よって、実施機関においては、職員駐車場の使用料の徴収はなかったものと認められる。

(2) 使用料の徴収に関する記述について

異議申立人は、使用料を徴収することの記述がない場合は、社会通念上相当な額の使用料を徴収しないとした具体的な根拠が記述されている文書を求めているが、上記(1)で確認した内部規程等には、職員駐車場の位置、利用資格、利用承認手続、利用者の心得等が定められており、使用料を徴収する又は徴収しないといった規定はなかった。

よって、上記(1)のとおり、本件請求時から現在に至るまで実施機関においては使用料を徴収していないこと、職員駐車場を有する庁舎は広島県内に点在していることを勘案すれば、職員の勤務条件を最低限確保する観点から職員駐車場を利用させているものであり、使用料を徴収すること又は徴収しないことを検討したこともなく、その内容を記述した文書を作成する必要もないという実施機関の説明は不自然又は不合理であるとはいえない。

以上のことから、本件請求文書について不存在とした本件処分は妥当である。

2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
19. 3. 5	・諮問を受けた。
19. 8. 7	・実施機関に理由説明書の提出を要求した。
20. 1. 31	・実施機関から理由説明書を収受した。
20. 2. 21	・異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・異議申立人に意見書の提出を要求した。
20. 12. 2	・異議申立人から意見書を収受した。
29. 9. 8 (平成 29 年度第 6 回第 2 部会)	・諮問の審議を行った。
29. 10. 20 (平成 29 年度第 7 回第 2 部会)	・諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員(50音順)

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 (部会長)	広島修道大学教授